

関税定率法基本通達改正

新	旧
<p>(税率の適用関係)</p> <p>3 1 法の別表の税率(以下「基本税率」という。)協定税率(関税法基本通達3 2の(1)に規定する協定税率をいい、関税定率法第5条の規定による便益関税の適用に関する政令(昭和30年政令第237号)第3条((便益関税の税率))の規定による税率を含む。以下同じ。)シンガポール税率<u>メキシコ税率又はマレーシア税率</u>(関税法基本通達3 2の(2)に規定するシンガポール税率<u>メキシコ税率又はマレーシア税率</u>をいう。以下同じ。)又は暫定法の規定に基づく税率(以下「暫定税率」という。)の適用関係については、次による。</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p>(4) シンガポール税率<u>メキシコ税率又はマレーシア税率</u>がある場合において、そのシンガポール税率<u>メキシコ税率又はマレーシア税率</u>が上記(1)から(3)までにより適用されることとなる税率より低いときは、そのシンガポール税率<u>メキシコ税率又はマレーシア税率</u>を適用する。</p> <p>(5) シンガポール税率<u>メキシコ税率又はマレーシア税率</u>がある場合において、そのシンガポール税率<u>メキシコ税率又はマレーシア税率</u>が上記(1)又は(2)により適用されていることとなる税率と同一のときは、上記(1)又は(2)により適用されることとなる税率を適用する。</p> <p>(6) (省略)</p>	<p>(税率の適用関係)</p> <p>3 1 法の別表の税率(以下「基本税率」という。)協定税率(関税法基本通達3 2の(1)に規定する協定税率をいい、関税定率法第5条の規定による便益関税の適用に関する政令(昭和30年政令第237号)第3条((便益関税の税率))の規定による税率を含む。以下同じ。)シンガポール税率<u>メキシコ税率又はマレーシア税率</u>(関税法基本通達3 2の(2)に規定するシンガポール税率<u>メキシコ税率又はメキシコ税率</u>をいう。以下同じ。)又は暫定法の規定に基づく税率(以下「暫定税率」という。)の適用関係については、次による。</p> <p>(1)~(3) (同左)</p> <p>(4) シンガポール税率<u>又はメキシコ税率</u>がある場合において、そのシンガポール税率<u>又はメキシコ税率</u>が上記(1)から(3)までにより適用されることとなる税率より低いときは、そのシンガポール税率<u>又はメキシコ税率</u>を適用する。</p> <p>(5) シンガポール税率<u>又はメキシコ税率</u>がある場合において、そのシンガポール税率<u>又はメキシコ税率</u>が上記(1)又は(2)により適用されていることとなる税率と同一のときは、上記(1)又は(2)により適用されることとなる税率を適用する。</p> <p>(6) (同左)</p>